

寒河江市の中学校部活動改革に関する Q & A

【部活動改革に関わること】

①なぜ、中学校の部活動が変わるのですか。

これまで学校部活動は、顧問の教師の指導の下に、そして教師の献身的な支えにより学校教育の一環として行われてきました。

また、学校部活動は、体力や技能の向上以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感の涵養など、多様な学びの場として教育的意義を有してきました。しかし、少子化の進行、教員数の減少、部活動数の減少などもあり、学校部活動をこれまでのように持続させることが大変難しくなっています。また、生徒側の課題としては、単一の学校でチームを組むことができないこと、学校に入りたい部がないこと等の課題があり、教師側の課題として、時間外勤務時間の理由の多くが部活動指導であること、競技や種目の経験のない教師が指導せざるを得ない場合が多いこと、休日でも学校部活動の指導が求められたりすることなどが挙げられます。

こうした状況を受けて、文部科学省から、持続可能な学校部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要との観点から、休日に登校させないことと同様に、休日に教師が学校部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであること、また一方で、休日の学校部活動に対する生徒の希望にこたえるため、休日において学校部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。という方向性が出されました。

また、県の休日の部活動の考え方として、「部活動は、平日のみとし、休日は原則行わない。(中体連主催大会等へ学校単位での参加を除く)」とあり、令和8年度以降は、休日の部活動を行わない方針であることが示されました。

以上の背景より、子どもたちが将来にわたってスポーツ・芸術文化活動に継続して親しむ機会の確保、学校と地域が連携して持続可能な活動環境の整備、そして、教師の働き方改革が進められるように部活動改革に取り組んでおります。

②部活動改革は教員のための改革のようです。当事者の生徒のための改革になっているのでしょうか。

現在の学校部活動には、①で回答したような課題があります。生徒が抱える学校部活動に対するギャップ（部員数が少ない、入りたい種目がない、専門的な指導が受けられない、休日にやりたいことができないなど）が大きな課題であり、それを解決するための取り組みが部活動改革です。休日の学校部活動がなくなること、生徒は休日の過ごし方を自ら選択することができます。また、継続して活動に取り組

みたいという生徒のニーズに応えられるように、休日の活動場所の整備を進めてまいります。

③部活動改革の計画はどうなっていますか。

国・県では、令和５年から令和７年までを改革推進期間としています。寒河江市では、休日の学校部活動を段階的に減らし、令和７年７月以降は、休日に学校部活動は行いません（令和７年度については、県大会、東北大会、全国大会等への出場の場合を除く、以下同じ）。

今後、休日等においては、生徒が活動できる選択肢が増えるように、地域クラブ等の立ち上げなど検討しています。また、指導者向けの研修会を開催し、生徒への指導方法や事故の防止、ハラスメントの防止などについて学ぶ機会を設け、指導者の資質の維持向上に努めています。

④全ての学校部活動が地域と連携できるといいですが、人材不足や財政的な理由等により、結果的に令和８年度までに一部の学校部活動しか地域連携できなくてもいいのですか。

地域の実情に合わせながら、学校部活動と地域クラブとの連携を図りながら進めていきます。令和７年７月からは休日の学校部活動は行わないため、学校部活動と同様の活動を継続したい生徒がいることを想定し、競技種目関係者と継続して情報交換を行いながら、生徒が休日に活動をしやすい環境を整えてまいります。

⑤学校部活動と地域クラブ活動のちがいは、どういったところですか。

学校部活動と地域クラブの違いは、指導者、活動場所、費用面等が違うことが想定されます。学校部活動では、教師または、部活動指導員が指導します。活動場所は主に学校です。一方、地域クラブでは、地域の指導者が指導をし、活動場所は、学校、市内公共施設及び民間施設が想定されます。費用の面では、指導者への謝金、施設使用料、保険料等が必要になります。課題としては、移動のための送迎、クラブ費などの経済的負担が増えることが想定されます。

⑥学校部活動が地域に移行される場合、部活動と同様の受け入れ先が決まっていないと移行できないと思いますが、受け入れ先は決まっていますか。

「部活動地域移行」という言葉からは、学校部活動をそのまま地域で引き継ぐイメージを持つ場合がありますが、学校部活動と地域クラブ活動は別なもので、地域クラブの活動は、学校部活動を引き継ぐものではありません。また、休日の過ごし方については、生徒が選択して過ごすことができるようになります。地域クラブは地域クラブの活動方針に従って運営されるため、生徒は、その方針を理解した上で、地域クラブへの加入を判断することになります。

現在、スポーツ関係団体、芸術文化協議会等の代表者と話し合いを進め、学校部活動と同じ種目の地域クラブ等とも調整しているところです。生徒を受け入れる準備ができた地域クラブから募集を始めています。

⑦休日の学校部活動が地域クラブに代わっていくのであれば、練習や練習試合、中体連主催大会への参加はどうなりますか。

令和7年7月以降は、休日に学校部活動は行いません。従って、学校部活動では、休日に練習や練習試合は行いません。ただし、中学校体育連盟主催大会については、今後も継続して行われることが想定され、休日に大会を行うことになると考えられます。その場合、生徒は、学校部活動または、地域クラブのどちらから大会に参加するかを選択することになります。なお、実際の参加のあり方については、各学校より説明があります。

⑧部活動改革を進めていく上で、メリットとデメリットは何ですか。

地域クラブで活動するメリットとしては、

①生徒が学校にある部活動の種目に限らず、自分の好きな競技や活動を選択することができること。②平日は学校の部活動に参加して、休日は別のスポーツや文化活動に参加することも可能になること。③生徒が専門の技術を持つ指導者から指導を受けることができること。④教師の働き方改革が進み、ゆとりが生まれること。などが挙げられます。

一方、デメリットとしては、①生徒が活動できる地域クラブの指導者や受け皿の確保が容易でないこと。②地域クラブ等へ加入すると、指導者への謝金、会場使用料、保険の加入などで活動費用が必要となり、保護者の経済的負担が出てくこと、活動場所への移動手段も課題となることなどが挙げられます。

【地域クラブに関わること】

⑨地域クラブとはどのような団体を指すのですか。

地域クラブとは、地域で活動する団体を指し、スポーツ少年団や民間の各種スポーツクラブ、芸術・文化団体等も含まれます。

主に中学生の活動について検討している地域クラブについては、今後の運営について、市教育委員会と連携を取りながら、進めていけるよう検討しております。

⑩学校部活動にない種目が地域クラブとしてあるようですが、加入してもよいのですか。

地域クラブへの加入は、生徒と保護者の判断で加入することになります。その際に、地域クラブの運営方針、練習日程、指導者、月謝の金額などについて事前にご確認ください。

⑪地域クラブで中体連主催の大会に出るには、どうすればいいですか。

県中体連へ地域スポーツ団体等の登録をすると、中体連主催大会に出ることは可能ですが、種目によって制限がありますので確認が必要です。補足として、中体連の大会に出場するための要件として、クラブ関係者による大会引率が可能であること、準備期間から大会運営のための役員として参画可能であることなどが挙げられます。

【学校部活動に関わること】

⑫地域クラブが活動を開始した場合、学校の部活動はどうなりますか。

学校部活動と地域クラブは並行して行われるので、活動の選択は、生徒と保護者が判断することになります。令和7年7月以降は休日に学校部活動は行いません。休日に活動をしたい場合は、地域クラブに加入する必要があります。平日の学校部活動は、引き続き行います。

⑬将来的に学校部活動は無くなっていきますか。

寒河江市の学校部活動において、令和7年7月以降は、休日に学校部活動は行いません。ただし、それ以降も平日の学校部活動は継続して行います。

⑭吹奏楽部も地域クラブに替わっていきますか。

吹奏楽部も令和7年度の最後の大会等が終わった後は、休日に学校部活動は行いません。現在、休日も活動したい生徒がいることを想定して、地域の指導者の方から演奏の指導等を受けることができるよう、地域クラブの整備を進めています。

⑮学校部活動が任意加入になることで、競技人口が減ると思いますがどういう対策が考えられますか。

生徒数が減る中で、学校単独でチームを作ることができない部活動もあります。その場合は、他の学校と合同チームを作り活動を続けることになります。地域クラブにおいても、競技人口が減った場合は、同一種目に複数のチームがあるとチームとして存続できなくなる恐れがあるため、合同チームを編成することが考えられます。その際に、募集範囲は、学校地区単位から寒河江市全体、または西村山地区全体に広がることが想定されます。

⑯学校部活動に参加していないと進学(入試)において、不利になりませんか。

不利にはなりません。高校入試のための高校への提出書類には、各教科の成績や学校での活動、その他で学校部活動や地域クラブ等の実績や活動の様子を記載します。学校部活動に参加せずに別の活動をしていたために、進学で不利になることはありません。

【生徒・保護者に関わること】

⑰休日はどの様に過ごすといいですか。

休日に学校部活動をしないうことで、生徒は休日の過ごし方を自分で考え、自由に選択することができます。家族と過ごすことも選択肢の一つです。現在、教育委員会では、休日もスポーツ等の活動に取り組みたいという生徒のニーズに応えられるように、休日の活動場所の整備を進めております。

⑱現在の地域クラブには、加入したいクラブがないのですが、どうしたらいいですか。

地域クラブへの加入は、任意となります。加入したい地域クラブがない場合は、無理に加入する必要はありません。

⑲地域クラブに加入すると、中体連の大会に出場することはできなくなりますか。

令和 5 年度より、地域クラブが中体連主催大会に出場することが可能となりました。注意すべき点については、①出場する際には、県中体連に地域クラブとして登録することが必要であること。②種目によって大会参加は県大会からとなり、県大会に出場する前に、地域クラブ同士で出場チームを決めること。③個人種目については、地区大会からの出場も認められていること。④中体連主催大会に参加するには、生徒本人が学校部活動で出場するか、地域クラブで出場するかを大会前に決定しなければいけないことが挙げられます。

⑳地域クラブの活動場所に行くまでに、保護者の送迎は必要ですか。

活動場所までの移動については、生徒自身の移動を基本とします。ただし、活動場所までの距離、夜間の活動、荒天の際には、保護者の方の送迎が必要になることも想定されます。

㉑地域クラブに加入するには、お金がかかりますか。学校部活動と一緒に加入すると二重にお金がかかりますか。

地域クラブに加入すると、指導者や事務局を運営する人への謝金、施設使用料、保険料等の経費が受益者の負担として想定されます。学校部活動と地域クラブで活動するとなると二重にお金がかかると考えられます。

㉒学校部活動と地域クラブの両方に加入する場合、どちらの活動を優先させるとよいですか。

生徒や保護者の方のお考えでご判断ください。学校部活動も、地域クラブ活動でもそれぞれの方針があって活動しています。競技力の向上、友達とのチームプレー、体力の向上などという方針の違いが考えられます。加入を検討される際には、ご家庭で、何を大切にするかよく考えた上でご判断ください。

②③現在の学校部活動の種目で地域クラブが立ち上がらない時、保護者が主体となって地域クラブを立ち上げることはできますか。

保護者が主体となって地域クラブを立ち上げることはできます。地域クラブの立ち上げを検討する際には、まずは、教育委員会や学校へお問い合わせください。規約、保険加入、指導者の確保、開始前の生徒や保護者への周知等、団体としての準備等についてご相談をお受けいたします。

【指導者・教員・その他に関わること】

②④地域クラブができると教員の負担は減ると思いますが、クラブの指導者には負担がかかると思います。その指導者はいますか。また、指導者への報酬などがありますか。

地域クラブの指導者は、これまでよりも活動の回数が増える場合は、負担は増えると思われます。その際、負担を少しでも軽減できるよう、複数の指導者体制や事務局業務を担う人の配置を検討していく事も必要です。市教育委員会からは、市スポーツ協会や市スポーツ少年団、各競技団体へ指導者についての情報提供を依頼しているところです。また、指導者報酬については、地域クラブ会員の月謝などから支払うことができるように、地域クラブの体制整備についてアドバイスしていきます。

②⑤平日と休日の指導者が異なることで、指導方針等の違いにより、生徒が混乱することが想定されますが、どのような手立てが考えられますか。

休日の活動と平日の活動で指導者が異なる場合があります。状況に応じて、地域クラブの指導者と学校部活動の顧問が連絡を取り合い、指導方針を確認し、生徒に関する情報を共有する機会を持てるよう検討していきます。その際、個人情報の取り扱いについては十分配慮していく必要があります。

②⑥地域クラブの指導者として必要な資格はありますか。

生徒が、地域クラブで指導を受けるメリットの一つに専門的な指導が受けられる点が挙げられます。指導者には、専門的な知見や指導スキルが求められます。また、中学生を指導するには、子どもの心身の成長を支えるノウハウも必要となります。所持しておくことが望ましい資格として、日本スポーツ協会や各競技団体等による公認指導者資格等が考えられます。ただし、資格取得に対しては、費用と時間がかかることから、新たに指導者となろうとしている人には、負担が大きく敬遠されることが想定されます。

代替案として、市が開催する指導者等研修会を継続して受講することが考えられます。中学生の指導に必要な知識（生徒の心身の成長、ハラスメントの防止、生徒へ

の具体的な接し方等)を身に付け、指導にあたることができるよう講座を設定しています。なお、受講後には、受講終了証の発行もしております。

㉗教員が、地域クラブの指導者になることはできますか。

教員が自らの判断で地域クラブの指導者となることは可能です。手続きとしては、勤務校へ状況を説明し、学校を通して兼職兼業申請を教育委員会に提出します。その際に、時間外勤務時間が、学校内の時間外勤務時間と予定している地域クラブでの指導時間とを合わせて、一月当たり 45 時間を超えていないこと、指導は本人の希望で行い、誰かからの依頼により行うのではないことを確認します。教育委員会から承認されれば、地域クラブで指導することが可能となります。

また、ボランティアとして指導する場合は、兼職兼業を申請しないで活動することができます。

㉘教員は、休日の学校部活動と同じ種目の地域クラブの指導者にならなければいけませんか。

必ずしも、その必要はありません。令和 7 年 7 月以降は、教師も学校部活動にとらわれることなく休日として過ごすこととなります。